

## 事業計画等の変更の認可申請の概要

申請者		申請者の概要	主な変更内容	変更予定年月日	
関東	1	株式会社セルート 代表取締役 高木 恵理	設 立：昭和 59 年 11 月 28 日 住 所：東京都新宿区高田馬場一丁目 31 番 18 号 資本金：5,000 万円 事 業：貨物軽自動車運送業、その他の道路貨物運送業、労働者派遣業、各種食料品小売業、美容業、その他の無店舗小売業	【事業計画の変更】 2号役務における提供区域の拡大	平成 28 年 12 月 1 日
東海	2	美敏エクスプレス 代表 林 いずみ	設 立：平成 18 年 8 月 1 日 住 所：岐阜県岐阜市琴塚一丁目 6 番 15 号 資本金：－ 事 業：貨物軽自動車運送業、労働者派遣業	【事業計画の変更】 2号役務における提供区域の拡大	平成 28 年 12 月 1 日
近畿	3	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合 代表理事 神宮 覚	設 立：昭和 60 年 8 月 5 日 住 所：兵庫県神戸市西区大津和三丁目 3 番 10 号 出資金：912 万円 事 業：事業協同組合（他に分類されないもの）	【信書便約款の変更】 1号役務の大きさの変更 3号役務の料金の引下げ	平成 28 年 12 月 1 日

※ 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。

2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務。

3号役務：国内において、その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務。